

委員会提出議案第3号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月2日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

提出者 議会運営委員長 佐藤 篤

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難である」を「傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため委員会を開会する場所へ参集することが困難な委員がいる」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会運営委員会（議会改革）による調査・検討の結果、委員会の開会方法の特例を適用するための欠席事由を改めることが決定したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。